

「福祉用具貸与だけを位置づけた居宅サービス計画のケアマネジメントの
実態調査」

とりまとめ報告書【概要版】

令和5（2023）年2月

一般財団法人 長寿社会開発センター

1. 背景と目的

令和2年11月、令和3年4月の財政制度審議会・財政制度分科会（財務省）において、ケアマネジメントにおける福祉用具貸与の在り方等に関する提案がなされてきた。

令和4年4月の財政制度審議会・財政制度分科会（財務省）においても同様に「本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した」ことがある者が15%（【よくある（3.3%）】、【ときどきある（12.4%）】）に上ることを示し、『福祉用具貸与のみを行うケースについては報酬の引き下げを行うなどサービスの内容に応じた報酬体系とし、あわせて令和6年度（2024年度）報酬改定において実現すべきであるとの提案があったところである。

このことを受け、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が立案する居宅サービス計画のうち、福祉用具貸与のみのケアマネジメントの実態を明らかにすることを目的に実態把握調査を行った。

2. 実施方法等

1) 調査対象

- ・調査期間中に居宅介護支援事業所の介護支援専門員である者であって、給付管理対象となる利用者を担当し、且つ福祉用具貸与のみのケアプラン（予防プラン除く）を作成したことがある者。
- ・主任介護支援専門員、介護支援専門員、管理者の別は問わない。

2) 調査方法

- ・Web調査会社に登録している調査対象者を対象に、Web調査で実施。
- ・調査期間は、令和4（2022）年8月8日～8月31日。
- ・有効回答者数 487件（調査協力同意者）。

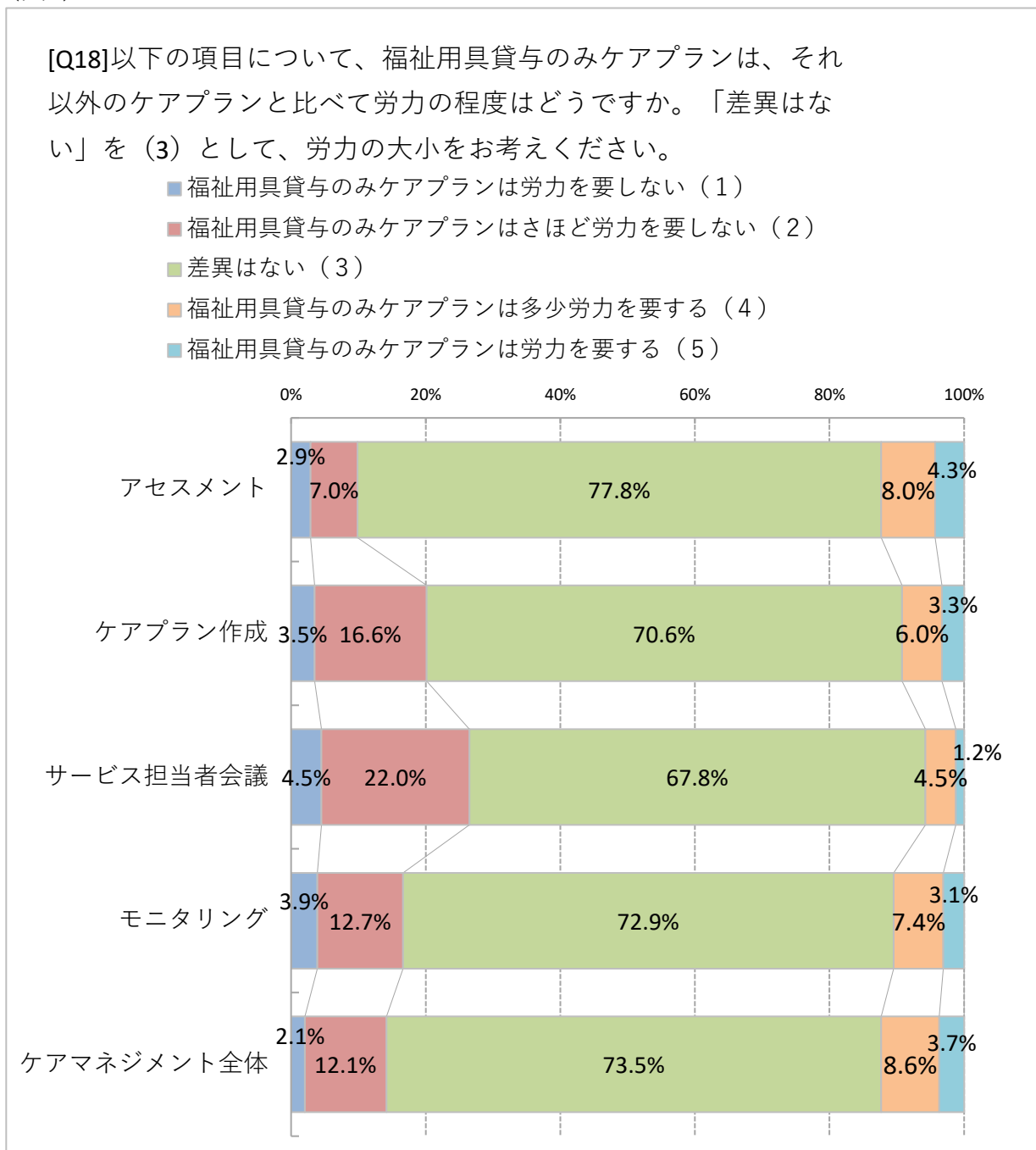
3.調査結果概要

(1) 福祉用具貸与のみケアプランとそれ以外のケアプランの比較（労力の程度）

「福祉用具貸与のみケアプラン」と「それ以外のケアプラン」では、【アセスメント】、【ケアプラン作成】、【サービス担当者会議】、【モニタリング】、【ケアマネジメント全体】のいずれにおいても、これらにかかる労力に《差異はない》という意見が多かった（図1）。

【アセスメント】に関しては、「それ以外のケアプラン」よりも労力を感じる割合が高い傾向であった。[設問18]

(図1)



(2) 令和4年6月に給付管理したケアプランの利用者数（要介護度別）

調査実施月（令和4年6月）における介護支援専門員1人あたりの給付管理人数は、「福祉用具貸与のみケアプラン」が平均2.2人（8.1%）、「それ以外のケアプラン」で平均25.3人（91.9%）、合計すると介護支援専門員1人あたりの担当ケースの平均は27.5人であった（表1）。〔設問12〕

担当しているケースの利用者の要介護度別をみると「福祉用具貸与のみケアプラン」では要介護1,2の割合が76.5%、要介護3～5の割合は23.5%であった（図2）。〔設問14〕

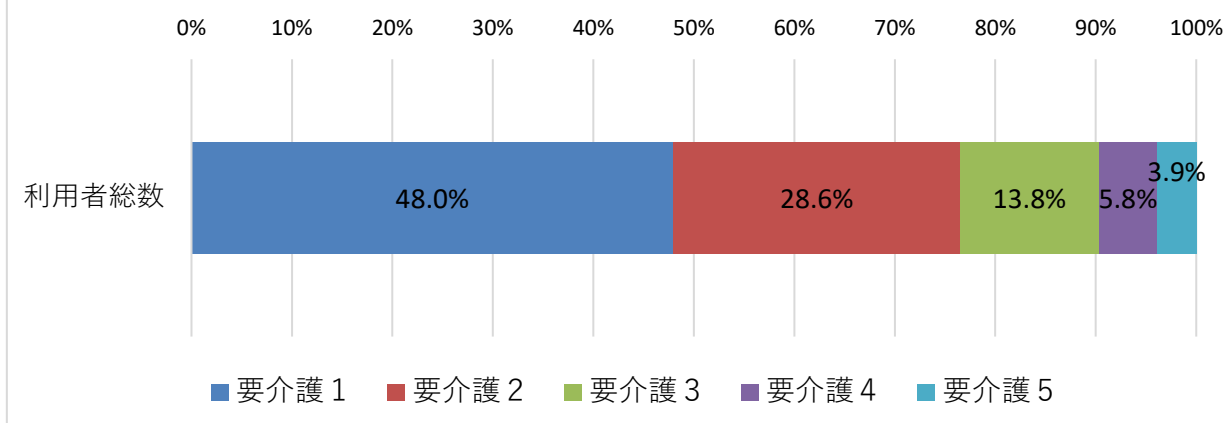
特に要介護1で平均1.06人と要介護1が半数を占め、要介護度が上がるごとに担当ケースは減少し、要介護2～5のいずれにおいて、平均1人を下回っている（表2）。「それ以外のケアプラン」では要介護1,2で62.7%、要介護3～5の割合は37.3%であった。福祉用具貸与のみプランと同様、要介護度が上がるごとに担当ケース数は減少している（表3）。〔設問12〕

（表1）

	「福祉用具貸与のみケアプラン」 要介護1～5	「それ以外のケアプラン」 要介護1～5
利用者数計	1,082	12,296
CM 1人当たりの平均利用者数	2.22	25.25
標準偏差	1.58	13.95
最小値	1.00	0.00
最大値	11.00	129.00
割合	8.1%	91.9%

（図2）

〔Q14〕福祉用具貸与のみケアプランに該当したケースで位置づけている福祉用具貸与について、設問13で回答したご利用者別の要介護度をお教えてください。（※利用者総数のみ表示）



(表2)

	「福祉用具貸与のみケアプラン」				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者数計	516	312	145	68	41
CM 1人当たりの平均利用者数	1.06	0.64	0.30	0.14	0.08
標準偏差	1.09	0.82	0.57	0.40	0.28
最小値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
最大値	8.00	6.00	4.00	2.00	2.00

(表3)

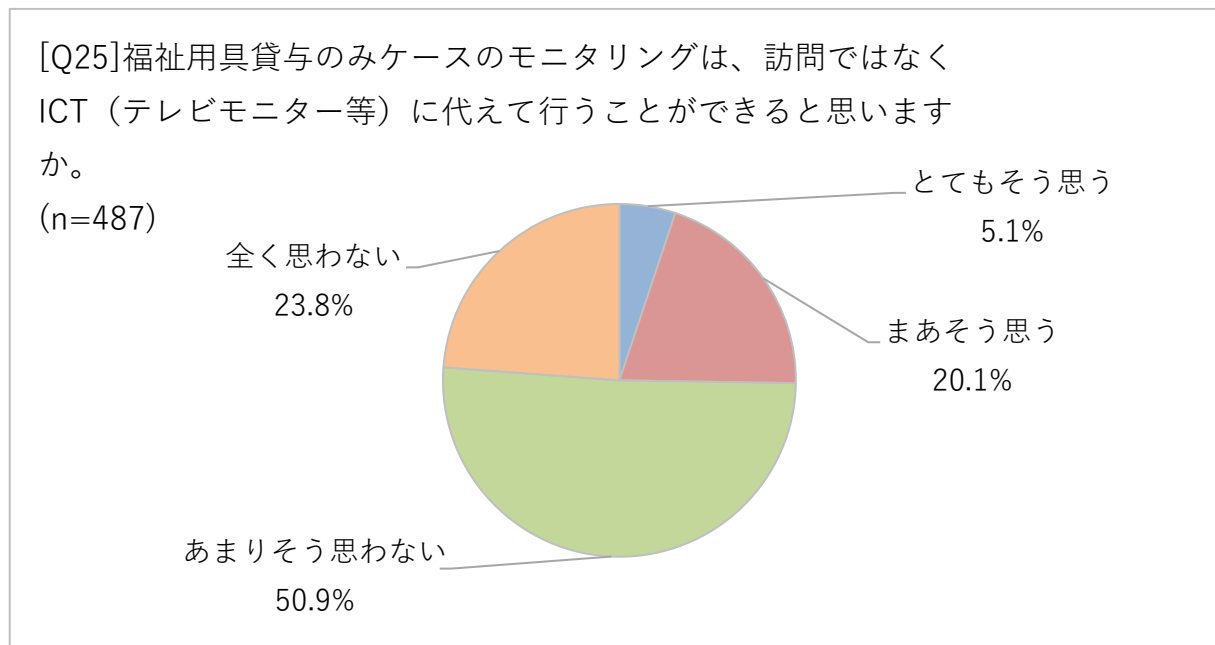
	「それ以外のケアプラン」				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者数計	4,279	3,434	2,193	1,493	897
CM 1人当たりの平均利用者数	8.79	7.05	4.50	3.07	1.84
標準偏差	6.09	4.82	3.41	2.76	2.17
最小値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
最大値	44.00	38.00	25.00	22.00	20.00

(3) 福祉用具貸与のみケースにおけるICTによるモニタリングの可能性

「福祉用具貸与のみケアプラン」のモニタリングに関して訪問でなくICTに代えてもできるかについて、とてもそう思う及びまあそう思うが1/4(25.2%)を占めた(図3)。

[設問25]

(図3)

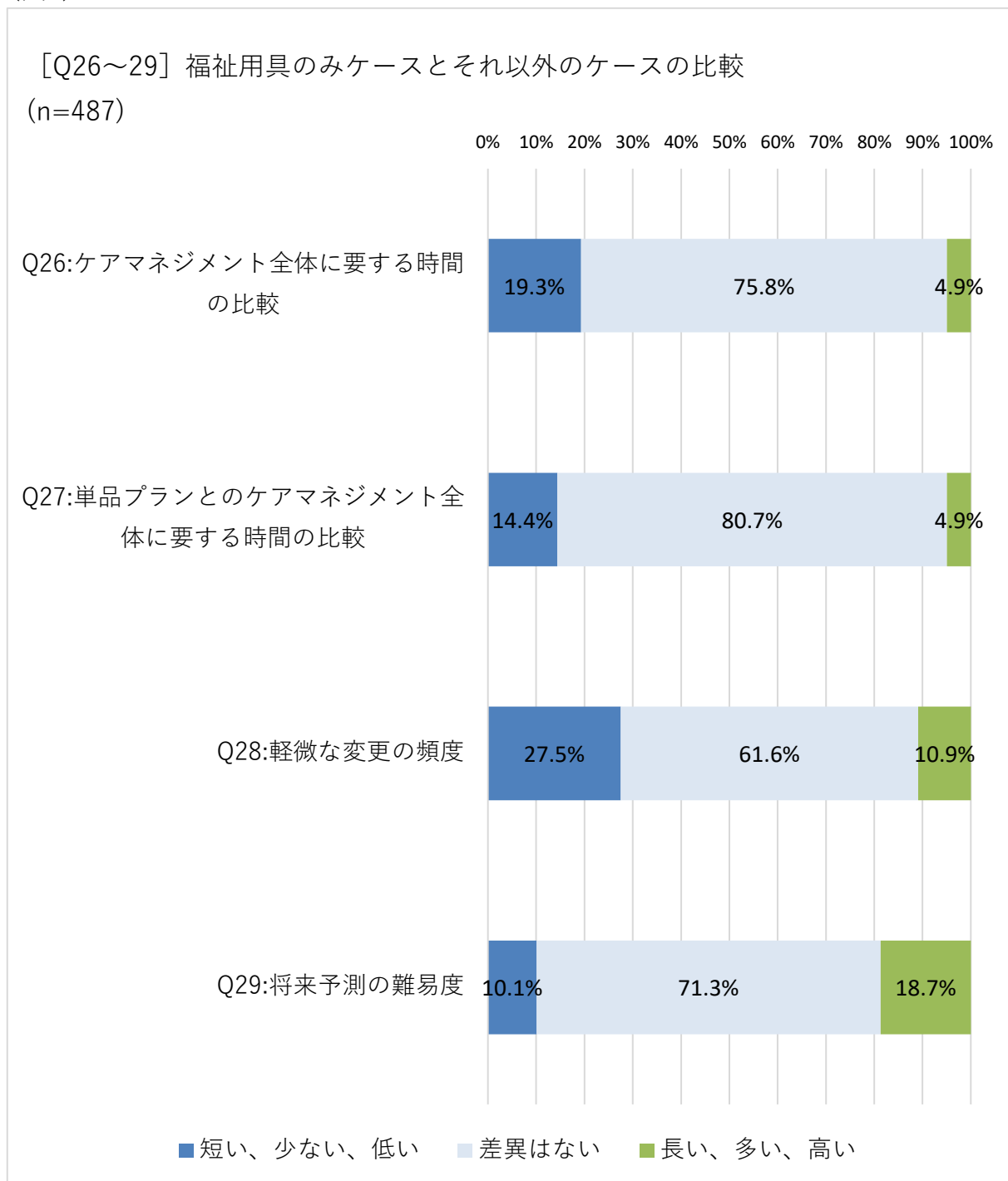


(4) 福祉用具貸与のみケースとそれ以外のケースの比較

「福祉用具貸与のみケアプラン」を「その他以外のプラン」と比較した結果、ケアマネジメント全体に要する時間が短い及びさほど時間を要しないが19.3% [設問26]、軽微な変更頻度も変更がない及びさほど変更がないが27.5% [設問28] となっている。

一方で将来予測度の難易度に関しては、多少難易度が高い及び高いが18.7%となっている (図4) 。 [設問29]

(図4)



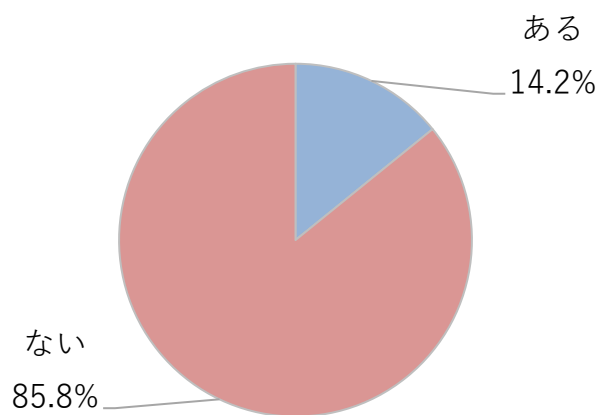
(5) 必要性は低いが福祉用具を位置づけたことの有無

「過去に、福祉用具貸与のみケースで貸与した福祉用具のうち、必要性は低いがプランに位置づけたことがある」が69件（14.2%）あった（図5）。その理由として、「利用者、家族の意向」により貸与に至ったケースが33件（47.8%）あった。〔設問31，設問32〕

(図5)

[Q31]過去に、福祉用具貸与のみケースで貸与した福祉用具のうち、必要性は低い位置付けたことがありますか。

(n=487)



(6) 各種手法を用いた統計検定結果

① ケアマネジメント全体における労力の程度（差異）

ケアマネジメント全体における労力の程度（差異）を特定事業所加算の算定、実務経験年数、主任介護支援専門員研修修了の有無の3項目に関してピアソンのカイ二乗検定を行ったが、有意な差は認められなかった（表4）。[設問18と設問5、設問6、設問10]

（表4） 特定事業所加算の算定状況/実務経験年数/主任介護支援専門員研修修了の有無の、（ケアマネジメント全体における）労力の程度における比率の差 n=487

		Q18-5-（ケアマネジメント全体における）福祉用具貸与のみケアプランと、それ以外のケアプランと比べての労力の程度			
		労力を要しない (n=69)	差異はない (n=358)	労力を要す (n=60)	p 値
Q5-事業所の特定事業所加算の算定状況	加算あり	43.50%	54.20%	63.30%	NS
	加算なし	56.50%	45.80%	36.70%	NS
Q6-居宅介護支援事業所の介護支援専門員としての実務経験年数	10年以下	47.80%	46.90%	43.30%	NS
	11年以上	52.20%	53.10%	56.70%	NS
Q10-主任介護支援専門員研修修了の有無	主任	59.40%	71.50%	66.70%	NS
	非主任	40.60%	28.50%	33.30%	NS

x²検定 NS:有意差なし

②ケアマネジメント全体に要する時間の程度

福祉用具貸与のみケースとサービスを一種類しか利用していないプラン（所謂単品プラン）に関して、同様に、ケアマネジメント全体に要する時間の程度についての比較（差異）を、実務経験年数、主任介護支援専門員研修修了の有無で検証したが、有意な差は認められなかった（表5,6）。〔設問26と設問6、設問10、設問27と設問6、設問10〕

（表5）実務経験年数/主任介護支援専門員研修修了の有無の、ケアマネジメント全体に要する時間の程度における比率の差 n=487

		Q26-福祉用具貸与のみケースと、それ以外のケースと比べてケアマネジメント全体に要する時間はどの程度か			
		少ない (n=94)	差異はない (n=369)	多い (n=24)	p値
Q6-居宅介護支援事業所の介護支援専門員としての実務経験年数	10年以下	46.80%	46.90%	41.70%	NS
	11年以上	53.20%	53.10%	58.30%	NS
Q10-主任介護支援専門員研修修了の有無	主任	61.70%	71.30%	66.70%	NS
	非主任	38.30%	28.70%	33.30%	NS

x 2検定 NS:有意差なし

(表6) 実務経験年数/主任介護支援専門員研修修了の有無の、単品プランと比べてケアマネジメント全体に要する時間の程度における比率の差 n=487

		Q27-福祉用具貸与のみケアプランと、訪問介護のみなどサービスを種類しか利用していない、いわゆる単品プランと比べてケアマネジメント全体に要する時間はどの程度か			
		短い (n=70)	差異はない (n=393)	長い (n=24)	p値
Q6-居宅介護支援事業所の介護支援専門員としての実務経験年数	10年以下	51.40%	45.50%	50.00%	NS
	11年以上	48.60%	54.50%	50.00%	NS
Q10-主任介護支援専門員研修修了の有無	主任	60.00%	71.00%	66.70%	NS
	非主任	40.00%	29.00%	33.30%	NS

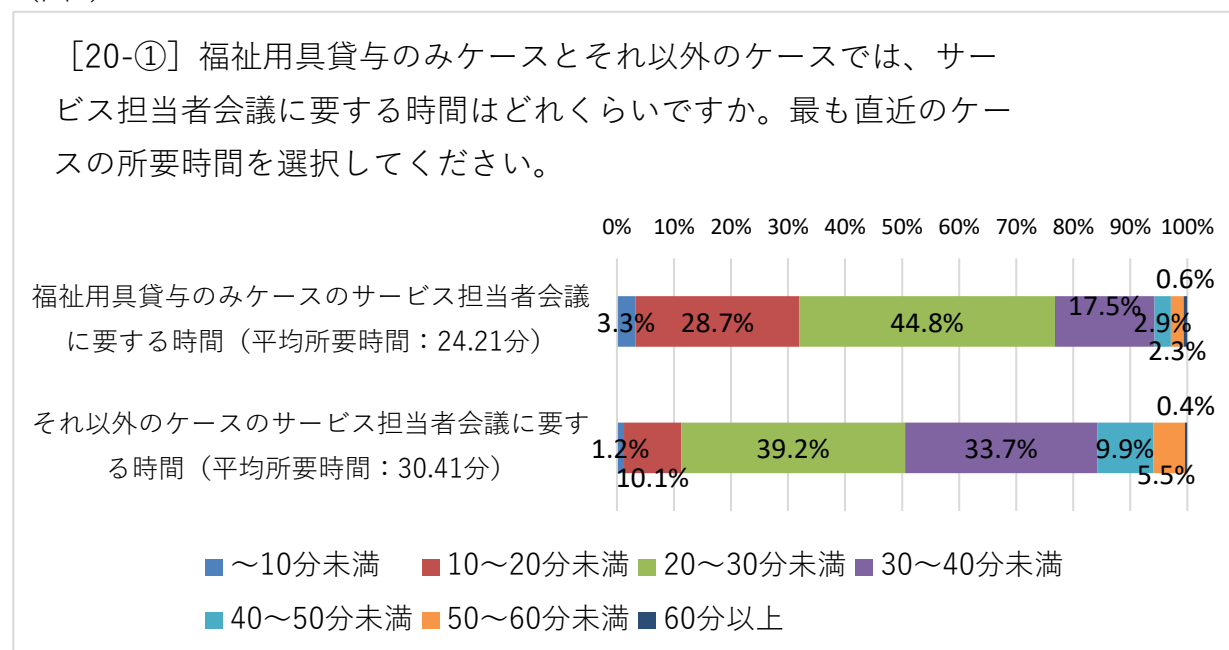
x²検定 NS:有意差なし

③福祉用具貸与のみケースとそれ以外のケースの所要時間の比較（サービス担当者会議・モニタリング）

「福祉用具貸与のみケアプラン」と「それ以外のケアプラン」におけるサービス担当者会議とモニタリングに要する時間の差については、Wilcoxonの符号付き順位検定の結果、サービス担当者会議、モニタリングの双方において、それ以外のケアプランのケースで要する時間が有意に長かった（図6,7、表7,8）。[設問20]

1) サービス担当者会議

(図6)



(表7) Q20S1-福祉用具貸与のみとQ20S2-それ以外のケースのサービス担当者会議に要する時間の差 n=487

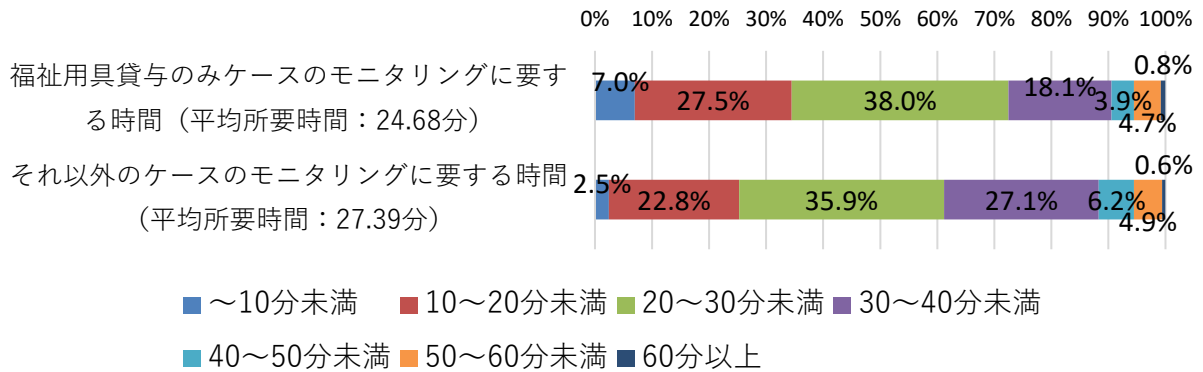
	Q20S1-福祉用具貸与のみケースのサービス担当者会議に要する時間	Q20S2-それ以外のケースのサービス担当者会議に要する時間	p値
順位平均	1.27	1.73	**

**：p<0.01

2) モニタリング

(図7)

[20-②] 福祉用具貸与のみケースとそれ以外のケースでは、モニタリングに要する時間はどれくらいですか。最も直近のケースの所要時間を選択してください。



(表8) Q20S3-福祉用具貸与のみとQ20S4-それ以外のケースのモニタリングに要する時間の差 n=487

	Q20S3-福祉用具貸与のみケースのモニタリングに要する時間	Q20S4-それ以外のケースのモニタリングに要する時間	p値
順位平均	1.39	1.61	**

**： $p < 0.01$

④「福祉用具貸与のみケアプラン」と「それ以外のケアプラン」における労力の程度と相関

「福祉用具貸与のみケアプラン」と「それ以外のケアプラン」における労力（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング、ケアマネジメント全体）の程度との相関についてSpearmanの相関検定の結果を見ると、程度の違いはあれど、正の相関を認めた。[設問18と設問20-1、設問20-3、設問21、設問23、設問26、設問27、設問28、設問29]

4.参考

本概要版とあわせて、報告書（総頁：43頁）をご確認ください。

URL

<https://nenrin.or.jp/research/pdf/research/230222.pdf>

QRコード



福祉用具貸与だけを位置づけた居宅サービス計画のケアマネジメントの実態調査

とりまとめ報告書【概要版】

令和5（2023）年2月発行

発行 一般財団法人 長寿社会開発センター

〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1 KDX西新橋ビル6階

TEL : 03-5470-6751 FAX : 03-5470-6762

不許複製